

番号	37	河川工事記念碑		
所在地		鳥栖市今泉町		
災害別		水 害		
目的別		記念碑	建立年	昭和 13 年 6 月（竣工）
特記事項		一部判読困難		



鳥栖市今泉町に建つ河川工事記念碑。石橋川に草木が繁殖し、排水路の用をなさなくなり、洪水や氾濫が頻発するため河川改修を行ったことを記念して建てられた。もとは他の場所にあった碑が圃場整備等で一カ所に集められた可能性がある。

「夫れ灌漑排水の良否は農産豊凶の分かるゝ所之れ古来農家の常に水利え意を用いたる所以也當石橋川は藤木今泉真木轟木分を通する排水路たり嘗て八坂翁企畫の耕地整理に際し大部を改修せるも爾来三十餘年岸壁低落草木繁茂して殆ど水路の用を弁せず霖雨至る毎に洪水氾濫減水停滞して数十町歩の禾穀空しく腐蝕すること屢^{しばしば}なりき於此關係者會談數次河川修復の議を一決して今泉七ッ

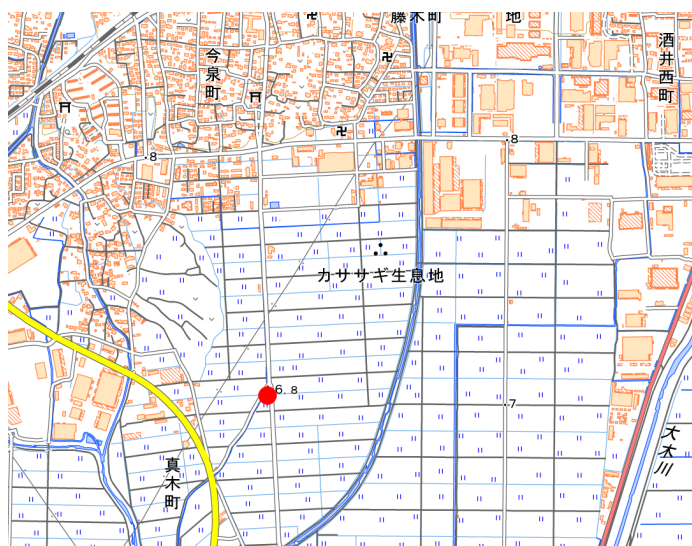
井堰より轟木川に至る延長七百六十米の流域を改修復旧する事となり昭和十二年三月起工幾多の勞仕に依り翌年六月竣工復昔日の患無きに至れり是實に關係者一同の熱誠努力と縣町当局斡旋援助に因る者也概要を記して以て子孫に遺すと爾云ふ」

（裏面）「工事概要 一 今泉七ッ井堰の空止を起点とし真木境界線迄百六十米は川巾三米位なりしに七米に川底四米口に改修堤防面口米七六兩岸の潰地は地主の無・・・ 一 其下流真木分百二十米は川巾堤防面全前東岸一五二四番西岸一五七一・・・る兩岸の潰地は今泉にて買収す 一 次の下流轟木町迄四百八十米は前回工事の際定まりたる川巾八米川底口五口復旧此堤防面一米也 一 川底の中心線屈曲の点の廿九ヶ所口長四五尺の檣杭を打込・・・の基準とす中心杭の位置は別記録として關係四區長永久に之を保管す 一 将来現状異変の為排水に障害を生ずることある場合四ヶ村協議の上・・・事とす本河

川関係護岸低落したる場合は四ヶ村協議の上経費を・・・・することあるべし 昭和十三年六月竣工」（左側面）「今泉分河川潰地寄附者 記念碑敷地寄附者 （氏名略）」
（原文はカタカナ表記）



写真手前が河川工事記念碑、奥にあるのは「区画整理竣工紀」（別項）



国土地理院電子国土 Web